令和２年度　三重県介護支援専門員協会が開催する総会等について

令和２年４月１４日（火）

１６時より　正副会長会議　　　協会事務局

１８時より　理事会を開催　　　三重県教育文化会館

令和２年４月７日に政府から新型コロナウイルス感染症に対する「緊急事態宣言」が発令され

三重県においても同月１０日に、県民の命と健康を最優先に考え、感染者数の抑制並びに医療提供体制の確保と社会生活の維持のために「感染拡大阻止緊急宣言」が出されました。「オール三重」で新型コロナウイルスに関する対策に取り組んでいくとされています。

当協会におきましても、利用者様並びに会員の皆様の命と健康を守るために最大限の取組をさせていただきたいと考えております。

本来ですと本理事会も書面またはweb会議等の方法をとるべきであると考えますが、今後の理事会並びに定期総会及び研修会の開催または自粛、実施方法について理事の皆様のご意見を直接お聞かせいただきたく、令和２年度第１回の理事会を開催させていただくこととなりました。

　総会は協会の最高の意思決定機関として位置づけられています。しかし、今回の新型感染症の蔓延を防ぐため、「総会において決議すべきものとされた事項につき、『会員の過半数』の書面による合意があったときは、総会の決議があったものとみなす」という規定が当協会の定款には明確にされておらず、今回のような感染症や災害時に備え、定款における書面決議の解釈の仕方や定款の関連事項の改定案についても理事の皆様と協議する必要を強く感じております。

書面により決議することができる事項は、定款第２１条において、総会において決議すべきものとされた事項のすべてにおよびます。しかし、「会員の過半数員」の書面による合意が必要ですので、総会を開けば通常の決議で決定することができる事項(定款第２０条、同４８条)も、書面決議をするには、「全会員の過半数」の合意が必要となると考えられます。総会を開く必要がないといっても、全会員から書面を集めること自体が非常に困難と思われます。

　また、注意すべきことは、書面決議ができたとしても、定時総会は年1回はどこかで開催する必要があるのではと考えますが、新型感染症の蔓延状況等先行きの見えない現状においては具体的な開催予定を設定することは非常に困難な状況です。

　書面による決議がなされ過半数以上の同意を得たときは、総会の決議があったとみなし、書面による決議は総会における決議と同様の効果を生ずるとご理解いただきたくご提案申し上げます。

令和２年４月１４日

一般社団法人　三重県介護支援専門員協会　会長　奥田隆利